

## 香川県条例第20号

香川県監査委員条例等の一部を改正する条例

(香川県監査委員条例の一部改正)

第1条 香川県監査委員条例(昭和39年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の8第3項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の2第3項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年香川県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第<u>243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第<u>243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>

(香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 香川県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第4条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）知事等 地方自治法<u>第243条の2の7第1項</u>に規定する普通地方公共団体の長等をいう。</p> <p>（2）普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）知事等 地方自治法<u>第243条の2第1項</u>に規定する普通地方公共団体の長等をいう。</p> <p>（2）普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令<u>第173条第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。